

はじめに

今まさに荒川区は、まちが質的に大きく変化していく潮目の時期を迎えています。

それは、これまで住工商が共存して発展してきた中で、事業所数の減少、再開発事業や住宅の建て替えなどの進行、それに伴う子育て世代を含む転入人口の増加等の現象として現れています。

儒教の原典とされる五経の一つ易経の中の言葉に、「窮則変 変則通（窮すれば則ち変ず。変ずれば則ち通ず）」とあります。これは、物事に行き詰まってしまったときは変化しなければならない。変化することが事態を打開することにつながるのだ、ということの意味するものであります。

時代や社会の変化は避けられないものです。そして、それが自治体経営に重くのしかかってくるとも覚悟しなければなりません。私は、これらは時に非情な側面を見せる一方で、思わぬチャンスをもたらすものであり、むしろ積極的に変化を受け入れなければならないと考えます。変化を拒絶し、従来の手法に拘泥^{こうでい}したり、変化を見落としてしまうと、「区民を幸せにする」チャンスを失うこととなります。すなわち、変化の予兆を敏感にとらえ、新しい潮流に的確に対応していくことこそが必要なのであります。

荒川区では、この度、時代の趨勢^{すうせい}と区内外の社会経済状況の変化等を踏まえ、おおむね20年後の区の目指すべき将来像を「幸福実感都市あらかわ」とする新たな基本構想を策定いたしました。この基本計画書は、基本構想に掲げる「幸福実感都市あらかわ」を実現するため、六つの都市像ごとに、施策の体系と方向性、目標とする指標、区政全体を先導するプロジェクト等を明らかにしており、いわば、区の将来像を実現するための戦略書と言えるものであります。

私は、今後、基本計画に掲げる施策を積極的に具体化することにより、区民の皆様が真に幸せを実感できるまちの実現に向け、区議会並びに区民の皆様とともに全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、更なる御支援と御協力をお願いいたします。

平成19年3月

荒川区長 西川 太 一 郎



目次

第1章 基本的な考え方	1
1 基本計画の位置付け	2
2 基本計画の期間	3
3 基本計画の前提条件	4
(1) 荒川区の人口の推移と推計	4
(2) 財政収支の想定	5
第2章 区政先導プロジェクト群	7
第3章 基本計画の体系図	15
第4章 分野別の政策・施策	19
I 生涯健康都市	21
1 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現	22
2 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成	28
II 子育て教育都市	43
1 子育てしやすいまちの形成	44
2 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成	54
III 産業革新都市	85
1 活力ある地域経済づくり	86
2 人が集う魅力あるまちの形成	100



IV	環境先進都市	105
1	地球環境を守るまちの実現	106
2	良好で快適な生活環境の形成	114
V	文化創造都市	125
1	伝統文化の継承と都市間交流の推進	126
2	活気ある地域コミュニティの形成	134
VI	安全安心都市	139
1	防災・防犯のまちづくり	140
2	利便性の高い都市基盤の整備	150
VII	計画推進のために	163
1	区民の主体的な区政参画と連携強化	165
2	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進	169
3	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進	175
(資料)		187
○	荒川区の沿革	189
○	荒川区の地勢と人口(23区比較)	190
○	荒川区における行財政計画の策定経過	192



